

2011.9.14

上毛新聞

南牧村元職員の 上告棄却を決定

分限免職処分
訴訟で最高裁

南牧村が勤務態度の乱れを理由に降任させた上、分限免職処分にしたのは違法として、元職員の50代の女性が村に対し、処分の取り消しと慰謝料300万円の支払いを求めた訴訟の上告審で、最高裁第2小法廷(古田佑紀裁判長)は13日までに、原告の上告棄却と上告受理申し立ての不受理を決めた。決定は2日付。

原告の請求を退けた一審前橋地裁判決を支持し、控訴を棄却した東京高裁判決が確定する。